

令和6年5月15日
午後3時

解禁日	
新聞	令和6年5月21日 朝刊
ラジオ、テレビ (ホームページ掲載、メールなどによる配信含む)	令和6年5月20日 正午以降

市内私立高校の教育を考える懇話会の設置について

市が一関学院高等学校および一関修紅高等学校に、「市内私立高校の教育を考える懇話会」の設置を呼びかけ、両校から賛同を得たことから、下記のとおり記者発表を行います。

記

1 懇話会の名称 市内私立高校の教育を考える懇話会

2 懇話会設置の背景・目的

本市は親世代の人口流出と少子化の影響により出生者数が年々減少している。

子どもの数が減っていく中であって、望ましい教育環境について、私立高等学校の現場の視点から考えていくことを目的とし、

① 本市の将来人口と児童・生徒数の予測

② 教育環境の現状

③ 将来の子どもたちにとって望ましい教育環境や生徒、保護者、地域が求める私立高等学校のすがた

を懇話会の意見交換の項目とする。

加えて、両校が共同して取り組むことのできる事例の抽出、具体策の検討を行う。

3 懇話会の構成員、組織 別添資料No.1を参照願います。

4 記者発表

(1) 日 時 5月20日(月) 11時30分～12時

(2) 場 所 一関市役所 特別会議室 (3階)

(3) 内 容 (1) 呼びかけ人あいさつ (一関市長)

(2) 両校長あいさつ

(3) 質疑

5 その他 懇話会の概要 (資料No.1) と規約案 (資料No.2) を添付します。

問い合わせ先 一関市役所
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
市長公室政策企画課 課長 飯村 昌弘
電話: (0191) 21 - 8641 (ダイヤル)
FAX: (0191) 21 - 5733
メールアドレス: masahiroi@city.ichinoseki.iwate.jp

市内私立高校の教育を考える懇話会の設置について

1 懇話会について

(1) 背景・目的	<p>一関市は親世代の人口流出と少子化の影響により出生者が年々減少している。子どもの数が減っていく中において、望ましい教育環境について、私立高校の現場の視点から考えていくことを目的とし、</p> <p>① 一関市の将来人口と児童・生徒数の予測 ② 教育環境の現状 ③ 将来の子どもたちにとって望ましい教育環境や生徒、保護者、地域が求める私立高校のすがたを懇話会の意見交換の項目とする。</p> <p>加えて、両校が共同して取り組むことのできる事例の抽出、具体策の検討を行う。</p>
(2) 名称	市内私立高校の教育を考える懇話会
(3) 構成員	<p>一関学院高等学校、一関修紅高等学校の教職員（各4人程度） 校長、校長が指名する教職員（副校長、教頭、教務部長（教務課長）、生徒指導部長（生徒指導主事）などを想定） 市 副市長、市長公室長、政策企画課長、担当者</p>
(4) 組織	<p>① 会長 一関市副市長 ② 副会長 一関学院高等学校校長、一関修紅高等学校校長 ③ 事務局 一関市（市長公室政策企画課）</p>
(5) スケジュールと懇話会の内容	<p>① 懇話会は、令和6年度中に4回程度を想定 ② 懇話会の会議の内容は、実務者会議で検討する</p>
(6) その他	懇話会の会議は、原則非公開とする

令和6年5月20日（月）記者発表資料
市長公室政策企画課

2 今後のスケジュール

時期	概要	実施主体	備考
R6. 5. 20 (月)	記者発表	両校、市	市、両学校長の三者で対応
	第1回実務者会議	両校、市	第1回懇話会の内容について
R6. 6. 25 (火)	第1回懇話会（予定）以降、随時開催	両校、市	

令和6年5月20日（月）記者発表資料
市長公室政策企画課

市内私立高校の教育を考える懇話会規約（案）

（名 称）

第1条 本会は、市内私立高校の教育を考える懇話会（以下「懇話会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 一関市は親世代の人口流出と少子化の影響により出生者が年々減少している。子どもの数が減っていく中であって、望ましい教育環境について、私立高校の現場の視点から考えていくことを目的とする。

（組 織）

第3条 この懇話会は、次の者をもって組織する。

- (1) 一関学院高等学校及び一関修紅高等学校の校長
- (2) 一関学院高等学校及び一関修紅高等学校の校長が指名する教職員
- (3) 一関市職員
- (4) その他必要と認める者

（役 員）

第4条 懇話会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人

2 会長は、一関市副市長をもって充てる。

3 副会長は、一関学院高等学校長及び一関修紅高等学校長をもって充てる。

（役員の仕事）

第5条 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

令和6年5月20日(月)記者発表資料
市長公室政策企画課

(会 議)

第6条 懇話会は会長が招集する。

2 懇話会に、実務者会議を設けることができる。

3 実務者会議は、一関学院高等学校長及び一関修紅高等学校長が指名した教職員並びに次条第1項に規定する事務局員により構成する。

(事務局)

第7条 懇話会の事務局は一関市市長公室政策企画課内に置く。

2 事務局は懇話会及び実務者会議の求めに応じ資料を作成する。

(意見交換項目)

第8条 懇話会は、次に掲げる事項を意見交換する。

(1) 一関市の将来人口と児童・生徒数の予測

(2) 教育環境の現状

(3) 将来の子どもたちにとって望ましい教育環境や生徒、保護者、地域が求める私立高校のすがた

(実務者会議)

第9条 実務者会議は、会長の指示により事務局が招集して行う。

(財 務)

第10条 懇話会に要する経費は、当分の間、事務局が負担する。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は懇話会が定める。

附 則

この規約は、令和6年 月 日から施行する。